

米代金の精算求める集団訴訟

JA側が争う姿勢

地裁酒田

JA庄内みどり（酒田市、阿部茂昭組合長）に販売を委託している遊佐町の米生産者4人が同JAに未払い金の支払いを求める集団訴訟の第1回口頭弁論が1日、地裁酒田支部であり、被告の同JA側は米精算などについて2014年11月

に解決しているとし、訴えを棄却するよう求める答弁書を提出し、争う構えを見せた。

訴状によると、原告らは遅くとも02年産米から、被告との間で毎年個別契約を締結し、米の販売を委託してきた。原告は個別契約や

その他の合意がないにも関わらず、原告らに支払われるべき販売代金から直販メリット、倉庫利用料、米販売・生産対策費などが控除され、支払われなかったと主張。「他のJAは行っていない控除で、全国のJAにおいても極めて異例かつ違法な方式」と強調した。

この日は原告の一人、佐藤清さん（59）＝遊佐町江地Ⅱが意見陳述し、「私たちの一貫した主張は契約に沿った米代金の精算を求めること。そして農協のあるべき姿を取り戻すことだ」と語った。